(令和元年6月24日) 31小都第114号)

(趣旨)

第1条 この基準は、市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域をいう)内において緑地機能及び多目的保留地機能(公園、緑地等の公共施設等の敷地の用に供する土地として適している機能をいう。)の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)に基づく生産緑地地区の指定の要件を定めるものとする。

(指定の要件)

- 第2条 生産緑地地区に指定することができる農地等は、法第3条第1項 第1号及び第3号並びに小牧市生産緑地地区の区域の規模に関する条件 を定める条例(平成31年小牧市条例第10号)第2条に定める条件に 該当するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 小牧市立地適正化計画(平成29年3月策定)における高次都市サービス誘導区域外の農地等
 - (2) 公園緑地その他の公共空地として都市計画法第20条第1項に規定する都市計画の決定の告示がされた区域内の農地等
 - (3) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づ く市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の中で、公園、緑 地、緑地保全地区等として図上に位置付けられた、又は位置付けされ ることが確実な区域内の農地等
 - (4) 既存の生産緑地地区に隣接し、新たに指定することにより生産緑地地区の一体化又は集団化が図られると判断される農地等
 - (5) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項及び第 2項に規定する土地区画整理事業の予定区域内において、新たに指定 することにより将来生産緑地地区の一体化又は集団化が図られること が確実な農地等

附則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。